

■利用の変更等

- ・やむを得ない事情による利用日等の変更又は取消をする場合は、利用変更・取消申請書に利用許可証を添えて提出してください。
- ・変更は1回に限り認めます。(納入された利用料は、原則お返しできません)
- ・主催者の変更、催物内容の変更、利用施設の変更等は利用取消しの手続きが必要です。

■利用料の返還

- ・納入された利用料は原則としてお返しできません。ただし、下記の期日までに利用の取消又は変更をする場合、所定の利用料をお返しします。その際には利用料還付申請書を提出いただきます。
- ・利用料の還付を受ける場合には、利用許可証、領収書、利用申請者(代表者)の印鑑をご用意ください。

1 利用者の不可抗力による利用料の還付

施設区分	還付ができる場合	還付割合
各施設共通	1 会館の管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。 2 災害その他やむを得ない事情により利用することができなかつたとき。	全額

2 利用者の自己都合による利用料の還付

施設区分	申し出の時期	還付割合
大ホール	利用日の90日前まで	全額
大ホール楽屋1、2、3、4、5、楽屋事務室	利用日の60日前まで	5割
小ホール	利用日の60日前まで	全額
小ホール楽屋A、B、C、楽屋事務室 ギャラリー	利用日の30日前まで	5割
スタジオ1、2、3、4	利用日の30日前まで	全額
創作室	利用日の10日前まで	7割
和室	利用日の5日前まで	5割

※注1) スタジオ、創作室、和室を大・小ホール、ギャラリーと併用して利用する場合の利用の変更又は取消については、それぞれ、大・小ホール、ギャラリーと同様の取扱いです。

注2) 本公演を行わない利用で、大・小ホールの舞台のみを練習のために利用する場合、又は小ホールの客席を収納し展示会場等のために利用する場合の利用の変更又は取消については、スタジオ、創作室、和室と同様の取扱いです。

注3) 楽屋のみを会議目的等単独で利用する場合の利用の変更又は取消については、スタジオ、創作室、和室と同様の取扱いです。

注4) 還付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

※詳細については、窓口でお尋ねください。